京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を改正する規則を公布する。 令和5年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第87号

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を改正する規則 京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を次のように改正する。 第2条第2号、第3号、第10号、第12号、第13号及び第15号中「別表第7」を 「別表第6」に改め、同条第16号中「第39条第2項」を「第11条第2項若しくは第 47条第2項に規定する文書の写し」に改める。

第3条第2項に次の1号を加える。

(7) 消費税法第57条の4第1項に規定する課税資産の譲渡等を行った場合において、 納入義務者から適格請求書(同項に規定する適格請求書をいう。)の交付の申出があったときは、同項第1号に規定する適格請求書発行事業者の登録番号及び同条第2項 第5号に規定する消費税額等又は適用税率

第5条に次のただし書を加える。

ただし、第3条第2項第7号に掲げる事項を記載した領収証を交付した収入の記録シートは、8年間保管しなければならない。

附則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、同年4月1日から施行する。

(会計室)